

厚真町社会福祉協議会指定居宅介護事業所運営規程

【沿 革】

令和 8 年 3 月 2 4 日 制 定

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人厚真町社会福祉協議会が開設する厚真町社会福祉協議会指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく居宅介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障がい者又は障がい児（以下「利用者」という。）に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を行う。
- 5 事業の実施にあたっては、前各項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の基準を遵守する。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 厚真町社会福祉協議会指定居宅介護事業所
- （2）所在地 北海道勇払郡厚真町京町 1 5 8 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤）
- 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス提供責任者 1 名（常勤）

サービス提供責任者は、障害福祉サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。

- (3) 従業者 5名（常勤1名・サービス提供責任者を含む、非常勤4名）
従業者は、居宅介護計画等に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名（常勤）
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 休業日 日曜日、祝祭日及び12月30日から1月4日までとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (3) 営業時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
土曜日 午前9時00分～正午
- (4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は、厚真町の全域とする。

（障害福祉サービスの内容）

第7条 事業所が提供する障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護
入浴、排せつ、食事等の介護、通院等介助（身体介護を伴うもの）、その他日常生活を営むために必要な身体介護
- (3) 家事援助
調理、洗濯、掃除等の家事援助、通院等介助（身体介護を伴わないもの）その他日常生活を営むために必要な家事的援助
- (4) 生活等に関する相談及び助言

（支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、障害福祉サービスを提供したときは、支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う障害福祉サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道10キロメートルまで 500円
- (2) 事業所から片道10キロメートルを超える分については、片道1キロメートルにつき50円を加える。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の従業者等は、障害福祉サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な援護を講ずる。

(苦情解決)

第10条 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、法の定めるところにより、知事又は市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該職員からの質問若しくは紹介に応じ及び利用者からの苦情に関して、知事又は市町村が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）その他関係法令等を遵守し、適正に扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、所管庁、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その内容を記録する。

2 利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに

損害賠償を行う。

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 2 日以上

2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。

3 事業所は利用者に対する障害者福祉サービスの提供に関する記録を整備し、当該記録を完結の日から 5 年間保持する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人厚真町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 (令和 8 年 3 月 2 4 日制定)

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。